

柏行審第42号
令和元年9月12日

柏市長 秋山浩保様

柏市行政不服及び情報公開
・個人情報保護審議会
会長 神谷敦宏

審査請求に対する答申について

平成30年6月5日付け柏市民第285号で諮問のあった事案について、下記のとおり答申します。

記

1 当審議会の結論

柏市長（以下「実施機関」という。）が開示請求者に対して行った平成30年3月29日付け柏市保第3615号文書の公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）は、別表1に掲げる情報については処分庁が開示と変更決定をしていることから、これらの部分に関しては審査請求の理由がなく却下すべきである。

また、その他の部分については、決定の一部を取り消し、別表2の右欄に掲げる情報については開示すべきであり、その他については妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人である開示請求者（以下「開示請求者」という。）が、実施機関に対し、平成30年3月5日、柏市情報公開条例（平成12年柏市条例第4号。以下「条例」という。）第5条の規定により、次の公文書の開示を請求した。

「収納・滞納整理マニュアル」市民生活部保険年金課平成29年6月

- (2) 実施機関は、開示請求に係る公文書として、次の公文書（以下「本件公文書」という。）を特定した。

収納・滞納整理事務マニュアル（平成29年6月）

(3) 実施機関は、本件公文書に条例第7条第6号に該当する不開示情報が記録されていると判断し、開示請求者に対し、条例第10条第1項の規定により、平成30年3月29日付け柏市保第3615号文書で本件処分の通知をした。

(4) 開示請求者は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、平成30年5月2日付けで実施機関に対し、審査請求をした。

3 審査請求の趣旨及び理由

(1) 審査請求の趣旨

本件処分を変更し、本件公文書の全部を開示するとする処分を求める。

(2) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論書等で主張する要旨は、次のとおりである。

ア 保険年金課の「マニュアル」に、事実の把握が困難となったり隠蔽されるおそれがあるようなより具体的な実質を備えた情報が含まれているとは思われない。マニュアルの内容は法令等の趣旨に合致したものでなければならず、公にされても支障は生じないはずである。

イ 保険年金課では、収納・滞納整理事務が不適正に行われている疑いがある。保険年金課のマニュアルについて、その全体が適法・適正かどうか市民の目で検証されなければならない。

ウ 納税者との信頼関係を醸成し、税務行政の適正・円滑な運営を図るためにも、滞納整理に当たっての対応方針は全面的に開示すべきである。

エ なぜ不開示なのかの具体的な理由が示されていない。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が弁明書で主張している要旨は、次のとおりである。

開示をしない部分は、保険年金課の収納事務及び滞納整理事務に関する情報であって、公にすることにより、正確な事実の把握が困難になることや滞納処分を不当に免れるなど、当該事務を著

しく阻害するおそれがあり，条例第7条第6号アに規定する不開示情報に該当するため。

5 当審議会の判断

(1) 本件公文書について

ア 本件公文書の概要

本件公文書は，国民健康保険料の収納に関し，徴収に関する手続の執行について必要な事項を定め，適正な事務の実現を通じて保険料収入を確保することと共に，職員間において画一的な事務処理の実現のために作成されたものである。

イ 実施機関による処分

実施機関は，対象公文書のうち，条例第7条第6号に規定する不開示情報に該当する部分があるため一部不開示としたが，審議会での意見聴取時に，条例に照らして再度検討した結果，別表1に掲げる部分は開示と変更決定をする旨主張した。その後，8月20日付け柏市保第1178号で別表1に掲げる部分については開示する旨の変更決定を行った。これにより，変更決定をした以外の不開示部分は，別表2の左欄のとおりである。

そこで，当審議会では，実施機関が開示と変更決定をした以外の不開示部分について，実施機関の判断の妥当性を検討する。

(2) 条例第7条第6号の該当性について

ア 条例の規定

条例第7条第6号は，「本市の機関，国の機関，独立行政法人等，他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって，公にすることにより，当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については不開示情報とし，アからオまでの各規定においてその典型を例示している。

本号アからオまでに掲げる以外の事務又は事業に係る情報についても，当該情報を公にすることにより，「当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるときには，不開示とされるものである。

イ 該当性の検討

(ア) 本件公文書は、本市の国民健康保険料の収納に関し、本市が行う徴収に関する手続の執行について記載されており、そこに記載されている情報は、「本市の機関が行う事務又は事業に関する情報」であると認められる。

(イ) 別表２の（１）について

当該部分は目次であり、マニュアルの内容と関連した情報が記載されているため、マニュアルの内容に係る実施機関の処分の妥当性を検討した後、（２）イ（セ）で改めて判断する。

(ウ) 別表２の（２）について

当該部分は、市の滞納整理事務に関して法令で明確にはされていない早期納付を促す運用上の具体的基準が記載されており、開示されると市の納付勧奨の効果が薄まり、早期納付が図れなくなるおそれがあると認められる。また、市が財産調査を行うにあたって対象とする者及び財産が明らかになった場合、その対象者が調査対象となる財産を容易に把握することが可能になり、滞納処分を不当に免れるために調査対象以外の財産に置き換えるなどにより財産を隠匿し、国民健康保険料の徴収に係る事務に関し当該事務又は事業の適正な遂行に支障があると認められるため、条例第７条第６号に該当する。

しかし、５頁の上から２６行目から２８行目まで、３２行目、６頁の上から６行目は、滞納整理事務における一般的事項が記載されているにすぎず、開示されても市の徴収事務の適正な遂行に支障はないと認められるため、条例第７条第６号に該当せず、開示すべきものと判断する。

(エ) 別表２の（３）について

当該部分は、滞納処分において差押えを実施することとなる滞納者の状態が具体的に記載されており、開示されると滞納処分に着手する時点が明らかになる。そうすると、滞納者側において不当に滞納処分を免れるために詐害行為を行うことが可能となってしまう。また、差押えを実施

することとなる滞納者の状態が判明すれば，その寸前の状態を維持すれば差押えを免れることができるなど納付意欲の低下にも影響を及ぼすおそれがあり，市の徴収事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められるため，条例第7条第6号に該当する。

(オ) 別表2の(4)について

当該部分は，滞納処分において差押えの実施に係る具体的な方法及び着眼点が記載されており，開示されると市の対応を滞納者が容易に推測することが可能になる。そうすると，滞納者側において不当に滞納処分を免れるために詐害行為を行うことが可能となってしまう。また，差押えの実施に係る具体的な方法及び着眼点が判明すれば，納付意欲の低下にも影響を及ぼすおそれがあり，市の徴収事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められるため，条例第7条第6号に該当する。

しかし，9頁の上から27行目から29行目までは，差押え財産の取立てに関する一般的な原則が記載されているにすぎず，開示されたとしても市の徴収事務の適正な遂行に支障はないと認められるため，条例第7条第6号に該当せず，開示すべきものと判断する。

(カ) 別表2の(5)について

当該部分は，市の滞納整理事務について法令で明確にはされていない運用上の具体的基準が記載されている。これらの情報が開示されると，滞納者が意図的に執行停止の要件に該当するような状況を構築することが可能となり，市の徴収事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。また，自主納付の意欲が低下し納期内納付の遵守が図れず，市の徴収事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められるため，条例第7条第6号に該当する。

(キ) 別表2の(6)について

当該部分は，市の滞納整理事務について法令で明確にはされていない運用上の具体的基準が記載されている。これ

らの情報が開示されると、自主納付の意欲が低下し納期内納付の遵守が図れず、市の徴収事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められるため、条例第7条第6号に該当する。

しかし、12頁の上から6行目から21行目までは公表されている関係通達の内容が記載されており、開示されたとしても市の徴収事務の適正な遂行に支障はないと認められるため、条例第7条第6号に該当せず、開示すべきものと判断する。

(ク) 別表2の(7)について

当該部分は、市の滞納整理事務について法令で明確にはされていない運用上の具体的基準記載されている。これらの情報が開示されると、自主納付の意欲が低下し納期内納付の遵守が図れず、市の徴収事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められるため、条例第7条第6号に該当する。

(ケ) 別表2の(8)について

当該部分は、市の滞納整理事務について法令で明確にはされていない運用上の具体的基準が記載されている。これらの情報が開示されると、自主納付の意欲が低下し納期内納付の遵守が図れず、市の徴収事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められるため、条例第7条第6号に該当する。

(コ) 別表2の(9)について

当該部分は、市の滞納整理事務について法令で明確にはされていない運用上の具体的基準が記載されている。これらの情報が開示されると、自主納付の意欲が低下し納期内納付の遵守が図れず、市の徴収事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められるため、条例第7条第6号に該当する。

しかし、18頁の上から1行目は、すでに本件処分で開示とされた2頁の上から3行目の目次と同じ情報である。開示されたとしても市の徴収事務の適正な遂行に支障は

ないと認められるため、条例第7条第6号に該当せず、開示すべきものと判断する。

(㉙) 別表2の(10)について

当該部分は、滞納整理事務を行ううえで秘密保持を徹底するための注意点が記載されている。これらの情報は、個人情報取扱いについて配慮する一般的な注意点であり、開示されても市の徴収事務の適正な遂行に支障はないと認められるため、条例第7条第6号に該当せず、開示とすべきものと判断する。

(㉚) 別表2の(11)について

当該部分は、滞納整理事務を行ううえでの架電時の対応に係る一般的な注意点が記載されており、これらの情報は開示されても市の徴収事務の適正な遂行に支障はないと認められるため、条例第7条第6号に該当せず、開示とすべきものと判断する。

(㉛) 別表2の(12)について

当該部分は、滞納整理事務に関してどのような記録があるのか具体的に記載されている。どのような記録をつけているのかが開示されると、滞納整理事務に係る市の対応状況や過程が判明するため、市の徴収事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められるため、条例第7条第6号に該当する。

(㉜) 別表2の(1)について

1頁の上から7行目から9行目までは、(2)イ(ウ)で開示すべきと判断した情報が記載されているため開示すべきであるが、その他の部分については、(2)イ(ウ)、(オ)及び(ケ)で条例第7条第6号に該当し不開示として判断した情報が記載されているため、不開示とすることが妥当である。

(3) 結論

以上検討したとおり、「1 当審議会の結論」とおり判断する。

6 付言

本件処分における部分開示決定通知書の「開示をしない部分」の理由について審査請求人は、条文を引用するだけでなくなぜ不開示なのか具体的な理由を示すよう求めている。

それに対して処分庁は、条例の該当規定で不開示を予定している公文書であれば、処分庁の原処分における判断理由は、条文どおりの判断で足りるものと推定するとしている。

しかしながら、本件処分のように事務又は事業の遂行に支障があるとして不開示とした場合においては、条文を引用するだけではなく、それぞれの不開示部分について開示された場合、どのような支障があるのかを具体的に記載することで、当該条文を適用するに至った根拠について開示を受けた者の理解が深まり、ひいては情報公開の促進にもつながるものである。

よって、当審議会としては、それぞれの不開示部分について、不開示情報に該当するとした具体的な根拠を可能な範囲で記載をしていくことが望ましいと考える。

7 審議会の処理経過

当審議会の処理経過は、別表3のとおりである。

別表1 処分庁が開示と変更決定したもの

頁	概要	開示とした部分
P 1 2	8 滞納処分の停止 (1) 執行停止の要件③	イ (P 1 2の上から 27行目から28行 目まで)
P 1 3	8 滞納処分の停止 (1) 執行停止の要件④	全て
	8 滞納処分の停止 (2) 執行停止の取消(地方税法 第15条の8第1項①)	全て
P 2 1	1 1 秘密保持の徹底 (1) 本人確認 ②電話での対応	イ 受電時に係る記 述の全て

別表 2 本件処分のうち別表 1 を除いた不開示部分と審議会で開示と判断した部分

本件処分のうち別表 1 を除いた不開示部分				審議会で開示と判断した部分
(1)	P 1	目次	上から 6 行目から 9 行目, 1 3 行目, 1 4 行目及び 1 9 行目から 2 1 行目	上から 7 行目から 9 行目まで
(2)	P 5 から P 6 まで	-	全て	P 5 の上から 2 6 行目から 2 8 行目まで, 3 2 行目全体, P 6 の上から 6 行目全体
(3)	P 7	7 滞納 処分 (1) 差押えの要件	3 段落目の全て	
(4)	P 8 から P 9 まで	7 滞納 処分	(2) 差押えの制限に係る記述を除き, 全て	P 9 の上から 2 7 行目から 2 9 行目まで
(5)	P 1 1	8 滞納 処分の停止 (1) 執行停止の要件 ②	全部停止に係る詳細全て	
(6)	P 1 1 か ら P 1 2 まで	8 滞納 処分の停止 (1) 執行	一部停止に係る詳細全て	P 1 2 の上から 6 行目から 2 1 行目まで

		停止の要件 ②		
(7)	P 1 2	8 滞納処分の停止 (1) 執行停止の要件 ③	ア (P 1 2 の上から 2 5 行目から 2 6 行目まで)	
(8)	P 1 4 から P 1 5 まで	-	8 滞納処分の停止 (3) 効果に係る記述を除き、全て	
(9)	P 1 8 から P 1 9 まで	-	全て	P 1 8 の上から 1 行目全体
(10)	P 2 0	1 1 秘密保持の徹底	2 段落目から 3 段落目	全て
(11)	P 2 0 から P 2 1 まで	1 1 秘密保持の徹底 (1) 本人確認 ② 電話での対応	ア 架電時に係る記述の全て	全て
(12)	P 2 1	1 1 秘密保持の徹底 (2) 本人への情報開示の範囲	詳細全て	

別表 3

年 月 日	処 理 内 容
平成 3 0 年 6 月 5 日	諮問
6 月 2 9 日	審査請求人の反論書の収受
8 月 2 0 日	第 1 回 審 議（事務局から概要を説明）
平成 3 1 年 1 月 2 9 日	第 2 回 審 議（処分庁から意見聴取）
2 月 1 5 日	第 3 回 審 議（審査請求人の意見陳述，処分庁から意見聴取及び審議）
令和 元 年 6 月 4 日	第 4 回 審 議
7 月 3 日	第 5 回 審 議
8 月 5 日	第 6 回 審 議
8 月 2 9 日	第 7 回 審 議
9 月 1 2 日	答 申